

Lucky Bank 取引約款

下線部は変更点を示しています。

現 行	改 正 後
<p><前略> 第5条（出資金の預託） 1 お客様は、次条による本営業に関する本匿名組合契約の申込みを行う前に、本営業に対してお客様が出資しようとする金額及びこれに対応する営業者報酬その他本匿名組合契約が成立した場合に営業者に対して支払いが必要となる金額の全額を取引口座に送金して預託するものとします。お客様は、ラッキーバンク・インベストメント株式会社による同金額の入金確認後のみ、出資申込みをすることができるものとします。同金額の預託に必要な銀行送金手数料はお客様の負担とします。</p> <p>2 お客様が第1項に基づき取引口座に預託した金員は無利息とします。</p> <p>3 お客様は、ラッキーバンク・インベストメント株式会社がお客様から第1項に基づき預託を受けた金員を、他のお客様の預託した金員と一括して、ラッキーバンク・インベストメント株式会社の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の銀行預金口座で保管することに同意します。</p>	<p><前略> 第5条（出資金の支払い） 1 お客様は、次条による本営業に関する本匿名組合契約の申込みを行った後、本営業に対してお客様が出資しようとする金額の全額を、当該申込みの完了した日の翌日から2営業日以内に、取引口座に送金するものとします。当該申込みの完了した日の翌日から3営業日目に、ラッキーバンク・インベストメント株式会社による同金額の入金が確認できたときは、匿名組合契約が成立するものとし、同日に入金が確認できない場合は、契約はキャンセルとなります。同金額の支払いに必要な銀行送金手数料はお客様の負担とします。</p> <p>2 お客様が第1項に基づき取引口座に送金した金員は無利息とします。</p> <p>3 お客様は、ラッキーバンク・インベストメント株式会社がお客様から第1項に基づき支払いを受けた金員を、他のお客様がお支払いした金員と一括して、ラッキーバンク・インベストメント株式会社の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の銀行預金口座で保管することに同意します。</p>
<p>第6条（本匿名組合契約の申込み及び成立） <中略> 3 別紙の募集手続規則に従い、お客様の本匿名組合契約申込みについて営業者が承諾し、その旨の通知をお客様にした場合には、本貸付契約及び本匿名組合契約が成立したものとします。本貸付契約に対する出資者が複数ある場合に成立する本匿名組合契約とその他匿名組合契約は、別個の匿名組合契約とし、お客様とその他匿名組合員の間には、組合関係その他一切の直接の契約関係は成立しないものとします。</p> <p>4 本貸付契約及び本匿名組合契約が成立した場合、ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、お客様が取引口座に預託した金員のうち、本貸付契約のためにお客様が出資する金額を直ちに送金するものとします。</p> <p>5 前項にかかわらず、理由の有無を問わず、本借</p>	<p>第6条（本匿名組合契約の申込み及び成立） <中略> 3 別紙の募集手続規則に従い、お客様の本匿名組合契約申込みについて営業者が承諾し、当該申込みの完了した日の翌日から3営業日目に、ラッキーバンク・インベストメント株式会社において出資金の入金が確認できたときは、本貸付契約及び本匿名組合契約が成立するものとし、お客様にその旨を通知します。本貸付契約に対する出資者が複数ある場合に成立する本匿名組合契約とその他匿名組合契約は、別個の匿名組合契約とし、お客様とその他匿名組合員の間には、組合関係その他一切の直接の契約関係は成立しないものとします。</p> <p>4 本貸付契約及び本匿名組合契約が成立した場合、ラッキーバンク・インベストメント株式会社は、本貸付契約のためにお客様が出資する金額を速やかに送金するものとします。</p> <p>5 前項にかかわらず、理由の有無を問わず、本借</p>

現 行	改 正 後
<p>入人が貸付金の受領前に、本貸付契約の申込みを取り消した場合その他営業者が本貸付契約に基づく貸付けを行うことが適当ではないと判断する場合には、営業者は、本匿名組合契約を解除することができ、この場合、営業者は、本匿名組合契約に関する出資金その他本匿名組合員より受領した金員全額を、<u>取引口座</u>に入金する方法により、お客様に返金するものとします。</p> <p><中略></p> <p>第7条（出金） 営業者は、本匿名組合契約による取引の損益等を考慮して、取引口座からの<u>出金可能額</u>をお客様のMy Page 上に表示させることにより、お客様に通知するものとします。<u>お客様は、出金可能額のうち、出金希望額をお客様のMy Page の所定欄に入力し、営業者に通知するものとします。</u>営業者は、<u>お客様の出金依頼を受付後、三営業日以内</u>にお客様が指定した口座に出金額を送金するものとします。ただし、当該送金に係る手数料が発生した場合は、ラッキーバンク・インベストメント株式会社の負担とします。</p>	<p>入人が貸付金の受領前に、本貸付契約の申込みを取り消した場合その他営業者が本貸付契約に基づく貸付けを行うことが適当ではないと判断する場合には、営業者は、本匿名組合契約を解除することができ、この場合、営業者は、本匿名組合契約に関する出資金その他本匿名組合員より受領した金員全額を、<u>払戻し用の銀行口座</u>に入金する方法により、お客様に返金するものとします。</p> <p><中略></p> <p>第7条（払戻し） 営業者は、本匿名組合契約による取引の損益等を考慮して、取引口座からの<u>払戻し金額</u>をお客様のMy Page 上に表示させることにより、お客様に通知するものとします。営業者は、<u>分配日の翌日から2営業日以内</u>にお客様が指定した口座に払戻し金額を送金するものとします。ただし、当該送金に係る手数料が発生した場合は、ラッキーバンク・インベストメント株式会社の負担とします。</p>

匿名組合契約約款

下線部は変更点を示しています。

現 行	改 正 後
<p><前略></p> <p>第15条（表明及び保証）</p> <p><中略></p> <p>2 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約の締結の時点において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。</p> <p><中略></p> <p>(8) 本匿名組合員が当社に<u>預託した</u>本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11 年法律第136 号。以後の改正も含む。）第2 条4 項に規定する「犯罪収益等」でないこと。</p> <p><後略></p>	<p><前略></p> <p>第15条（表明及び保証）</p> <p><中略></p> <p>2 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約の締結の時点において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。</p> <p><中略></p> <p>(8) 本匿名組合員が当社に<u>支払った</u>本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11 年法律第136 号。以後の改正も含む。）第2 条4 項に規定する「犯罪収益等」でないこと。</p> <p><後略></p>

募集手続規則

下線部は変更点を示しています。

現 行	改 正 後
<前略>	<前略>
第 4 条（募集期間等）	第 4 条（募集期間等）
<中略>	<中略>
<新設>	6 <u>第3項または第4項の規定により募集が成立した後、出資者からの入金額の総額が、最低成立金額を下回った場合には、借入申込人の貸主に対する借入申込みは当然に拒絶されたものとし、当該払い込まれた出資金は、払戻し用の銀行口座に入金する方法により、出資者に返金するものとし、</u>
<新設>	7 <u>前項の返金に係る手数料は、ラッキーバンク・インベストメント株式会社の負担とします。</u>
<中略>	<中略>
第 5 条（出資者による出資申込み）	第 5 条（出資者による出資申込み）
<中略>	<中略>
3 出資者は、前項に基づき表示された、ローンファンドに対しての出資申込み額を入力するものとし、出資申込み単位はローンファンドごとに個別に定めるものとし、出資者の出資可能金額の範囲は、上限をラッキーバンク・インベストメント取引約款に基づき出資者が貸主に対して預託している金額とし、下限を1万円とします。ただし、出資可能金額に関して、貸主が別途定める場合はその定めに従うものとし、	3 出資者は、前項に基づき表示された、ローンファンドに対しての出資申込み額を入力するものとし、出資申込み単位はローンファンドごとに個別に定めるものとし、出資者の出資可能金額の範囲は、上限を本条第1項で入力した金額とし、下限を1万円とします。ただし、出資可能金額に関して、貸主が別途定める場合はその定めに従うものとし、
<中略>	<中略>
第 9 条（貸主による募集手続の中止等）	第 9 条（貸主による募集手続の中止等）
1 募集が成立し、 <u>その結果を貸主が確認し</u> 適当と認める場合には、貸主は借入申込人及び出資者に対し、貸付契約の成立及び匿名組合契約の成立を通知するものとし、いかなる場合においても、貸主のその旨の通知無く、これらの契約は成立しないものとし、	1 募集が成立し、 <u>出資者からの入金を貸主が確認し</u> 適当と認める場合には、貸主は借入申込人及び出資者に対し、貸付契約の成立及び匿名組合契約の成立を通知するものとし、いかなる場合においても、貸主のその旨の通知無く、これらの契約は成立しないものとし、
<後略>	<後略>

以上